

春日井市介護予防・日常生活支援総合事業に係る通所型住民主体サービス補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、高齢者等が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、春日井市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年4月1日施行。以下「実施要綱」という。）第3条第1号イ(エ)に規定する住民主体のサービス（以下「通所型サービス」という。）を行う団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付を申請することができる者（以下「補助対象団体」という。）は、次の各号のいずれかに該当する団体であって、1年以上の活動実績を有するものとする。ただし、活動実績が1年未満の団体であっても、活動の実施体制が整備されていると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 市に届を出している区、町内会及び自治会
- (2) 春日井市社会福祉協議会の認可を受けた地区社会福祉協議会
- (3) 春日井市市民活動支援センター条例施行規則（平成19年春日井市規則第17号）に基づき登録団体の認定を受けた団体
- (4) 特定非営利活動法人
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める団体

(補助事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、実施要綱第4条第2項に規定する住民主体のサービスの対象者に対し、1月に1回以上行う事業で、別表第1に定める事業とする。ただし、次のいずれかに該当する事業は、補助の対象としない。

- (1) 政治活動又は宗教活動に関するもの
- (2) 営利事業又はこれに類似するもの
- (3) 当該事業について、市又は春日井市社会福祉協議会から他の類似の補助金

の交付を受けているもの

- 2 前項第3号の規定にかかわらず、他の類似の補助金の交付額が、第6条の補助金の額の限度を超えない場合は、第6条の補助金の額から当該交付額を差し引いた額の範囲内で、補助の対象とすることができる。

(参加機会の提供等)

第4条 補助対象団体は、当該補助事業を実施するに当たり、実施要綱第4条第1項第1号の居宅要支援被保険者及び同項第2号の事業対象者への参加機会の提供及び利用の促進に努めるものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、事業の立ち上げ及び運営に係る経費で、別表第2に定めるもののうち、市長が必要と認めるものとする。ただし、立ち上げに係る補助金については、交付決定の日から1年の間に発生する経費を対象とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助の対象となる経費に相当する額以内の額とし、別表第3に定める金額を限度とする。

- 2 別表第3に定める立ち上げ支援補助については、交付決定の日から1年以内は、同表に掲げる種類の区分に応じ、それぞれ補助金額の欄各項に掲げる額を限度とし、複数回に分けて申請できるものとする。

- 3 別表第3に定める運営補助については、1年度につき1回を限度として3回まで申請できるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、3回を超えて申請することができる。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第41条に規定する居宅要介護被保険者又は実施要綱第4条第1項第1号の居宅要支援被保険者若しくは同項第2号の事業対象者が補助金の交付を受けようとする年度の前年度に6月を超えて当該補助事業を利用するとき。

- (2) 通所型サービスを実施している補助対象団体が春日井市介護予防・日常生活支援総合事業に係る訪問型住民主体サービス補助金交付要綱第3条第1項第2号に規定するちよっとお助け型事業を実施するとき。

- (3) 前年度の利用者のうち65歳未満の利用者の占める割合が1割を超えるとき。

(申請の期日)

第7条 規則第3条に規定する申請の期日は、次のとおりとする。

- (1) 初めて補助金の交付の申請をしようとする場合（第4号に掲げる場合を除く。） 30日前
- (2) 事業の立ち上げに係る補助金の交付を既に受けた補助事業について、当該補助金に係る2回目以降の申請をする場合 当該事業の最初の交付決定の日から1年を経過する日
- (3) 事業の運営に係る補助金の交付を既に受けた補助事業について、当該補助金に係る2回目以降の申請をする場合 補助の対象となる期間の初日の30日前（補助の対象となる期間の初日が当該年度の4月1日から6月30日までの間にある場合にあっては、当該年度の5月31日）
- (4) 事業の立ち上げに係る補助金の交付を受けた補助対象団体が初めて当該事業の運営に係る補助金の交付を申請する場合 補助の対象となる期間の初日が属する年度の3月31日

（申請書に添付すべき書類）

第8条 規則第3条第3号の規定により補助金交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 団体として1年以上の活動実績が確認できる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

（申請の取下げのできる期間）

第9条 規則第5条第1項の規定により申請の取下げをできる期間は、交付決定通知を受けた日から10日以内とする。

（補助金の交付方法）

第10条 事業の立ち上げに係る補助金は、規則第10条の規定による交付すべき補助金の額を確定した後に補助対象団体の請求により交付する。

- 2 事業の運営に係る補助金は、規則第4条の交付決定をした後、補助事業を行う団体の請求に基づき、当該交付決定額の全額又は交付決定のあった日の属する年度の四半期ごとに当該交付決定額を分割した額を交付し、規則第10条の規定による交付すべき補助金の額を確定した後に精算するものとする。ただし、別表第1に掲げるミニデイサービスを行う補助対象団体に対しては、市長がやむを得ないと認めた場合に限り、交付決定額の全額を交付するものとする。

(実績報告)

第11条 規則第9条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、補助事業の完了の日から30日以内又は当該完了の日が属する年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支報告書

(検査等)

第12条 市長は、補助事業を行う団体に対し、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、その目的を達成するために必要な限度において、補助金の使途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月15日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の春日井市介護予防・日常生活支援総合事業に係る住民主体サービス補助金交付要綱の規定に基づき補助金を交付されているミニデイサービスを行う団体に対する別表第1の適用については、平成31年3月31日までの間は、同表中「週4日」とあるのは、「週1回」とする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月14日から施行し、改正後の春日井市介護予防・日常生活支援総合事業に係る住民主体サービス補助金交付要綱の規定は、同月1日から適用する。
- 2 改正前の春日井市介護予防・日常生活支援総合事業に係る住民主体サービス補助金交付要綱第7条の規定により補助金の交付の申請を行い、交付の回数が

3回に満たない事業は、改正後の第6条第3項の規定により補助の対象とする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市介護予防・日常生活支援総合事業に係る通所型住民主体サービス補助金交付要綱の規定は、令和5年4月1日以後の決定に係る補助金について適用し、同日前の決定に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和8年3月31日までの間、同日までに申請のあった地域共生サロン（令和6年度に社会福祉法人春日井市社会福祉協議会地域福祉活動事業費助成金交付要綱に基づく補助金を受けたものに限る。）に係る補助金に対する別表第3の規定の適用については、同表中「50,000円」とあるのは、「100,000円」とする。

別表第 1（第 3 条関係）

種類		内容
通 所 型 サ ー ビ ス	高齢者等 サロン	地域住民主体の趣味活動、交流、会食、体操、運動等の自主的な通いの場として通所型サービスを提供する。
	地域共生 サロン	高齢者と子ども等の地域住民が交流し、いきがいくくりや役割のある居場所を提供する。
	ミニデイ サービス	実施要綱第 4 条第 1 項に規定する居宅要支援被保険者又は事業対象者を含む利用者の相談に応じる人員を配置し、地域住民主体の趣味活動、交流、会食、体操、運動等の自主的な通いの場として週 4 日以上、かつ、利用定員 10 人以上の規模の通所型サービスを 3 年以上継続して提供する。

別表第 2（第 5 条関係）

対象経費	内容
報償費	講師謝礼等
需用費	消耗品費、食糧費（昼食及び飲酒にかかる費用を除く。）、印刷製本費、修繕料、光熱水費等
役務費	郵便料、保険料、手数料、通信運搬費等
委託料	
使用料及び賃借料	土地・建物借上料、車両借上・リース料、機器借上・リース料等、会場使用料、ソフトウェア使用料、通行料、映像使用料等
工事請負費	団体が使用権原を有する物件の施工に限る。
備品購入費	

別表第3（第6条関係）

種類		補助金額（上限）	
		立ち上げ支援補助	運営補助
通所型サービス	高齢者等サロン及び地域共生サロン	100,000円	月1回 1年につき 50,000円 月2回又は年間延べ利用人数500人以上 1年につき100,000円 週1回以上 1年につき200,000円 会場使用料補助加算額 当該年度の主たる会場の会場使用料の総額に2分の1を乗じて得た額。ただし、算出した額が30,000円を超える場合は30,000円 買物支援モデル事業加算額 買物支援モデル事業（高齢者等サロンの一環として、タクシー等を手配して利用者に買物の機会を定期的に提供する事業であって、市長が認めたものをいう。）の実施に必要な経費 1年につき100,000円
	ミニデイサービス	1,000,000円	1月につき50,000円